

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チームで協議し、認知を行う。

2 いじめ問題に取り組む体制の整備

- (1) いじめ対応チームの設置（校長・教頭・生活指導担当・該当学年教職員・養護教諭・児童支援・スクールカウンセラー等）
- (2) 心の通い合う教職員の協働体制づくり
- (3) 年間を見通したいじめ指導計画の整備

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

(1) 基本的な考え方

- ①授業改革（わかる授業づくり）と学級づくり
- ②人権教育の充実・道徳教育の充実
- ③体験教育の充実
- ④自己有用感、自己肯定感の育成
- ⑤子どもと向き合う時間の確保

(2) 研修の充実

- ①いじめについての共通理解
- ②教職員の資質向上のための校内研修（含む教員向け情報モラル研修）
- ③教員向け情報モラル研修会の実施
- ④児童への情報モラル授業・保護者向けの情報モラル研修会

(3) 地域や家庭・関係機関との連携

- 学校警察連絡会 いじめ基本方針のホームページ公開
オープンスクール実施，学校便り，学年便り，学級便りの発行 心と心でつながる市民会議

(4) 特に配慮を要する児童への対応

- ①発達障害を含む障害のある児童への対応
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童，外国につながる児童に対する対応
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童に対する対応
- ④東日本大震災により被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童への対応
- ⑤コロナ感染に係る児童への対応

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1）基本的な考え方

いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。無視やメールなど客観的な状況を把握しにくい形態で行われる。また遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態がある。（カモフラージュ）いじめられている本人からの訴えは少ない。また、ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。

（2）いじめ早期発見のための措置

- いじめ対応チームの体制と役割確認，年間活動計画立案
- いじめアンケート実施（毎月第2水曜日）いじめアンケートの工夫（無記名）
- アセス実施（5月・10月），全体交流会。教育相談週間。
- 生活・学習意識調査実施（5月・9月・1月…記名）
- 日々の観察「子どもがいるところには教職員がいる」
- いじめ早期発見のためのチェックリスト活用（県教委：いじめ対応マニュアル：チェックリスト）
- 「いじめ相談窓口」の教室掲示
- 集団を見る視点（グループ内の人間関係の把握と情報交換会）
- 生活ノート，日記帳，連絡帳などを活用し，児童や保護者への窓口をいつでも開いておく。
- 児童や保護者との多様な教育相談（チャンス相談・教育相談週間等）

5 いじめへの対処

（1）基本的な考え方

- ① 発見された事案を軽視せず，早期に適切に対応する。
- ② いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。
- ③ 教職員1人で抱え込まず，学年や学校全体で組織的に対応する。
- ④ いじめの再発を防ぐために日常的に取り組む実践計画を立て，継続して見守る。

（2）いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 正確な実態把握
- ② 指導体制，指導方針の決定

（3）いじめられた児童またはその保護者への対応

◆いじめられた児童に対して

- つらい気持ちに共感する。 「最後まで守り抜く」「秘密は守る」ことを伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉かけなどをし，自尊感情を高める。

◆いじめられた児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し，事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
- 保護者の不安やつらい気持ちを共感して受け止める。
- 継続して家庭と連携し，解決に向けて取り組むことを伝える。（相談体制の強化）

（4）いじめた児童への指導またはその保護者への対応

◆いじめた児童に対して

- いじめた気持ちや状況などを十分に聞く。
- どうしてそのような行動に至ったのか，背景を探る。

- 心理的な孤独感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮を行う。
- 毅然とした対応、ねばり強い指導を行い、以下の点を指導しきる。
 - ・人として決して許されない行為。 ・被害者は、耐え難い苦痛や絶望感等を感じている。

◆いじめた児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を丁寧に伝える。
- いじめられた児童やその保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- 学校側の指導方針や願いを伝えよりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- 事の重大さを認識させ、保護者として子どもと向き合い、家庭での指導を強く依頼する。
- 今後の関わり方などを保護者と一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定する行動であることを理解させる。
- いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動である事を指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの定義と特徴

PCや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの

- SNS等では閉じた仲間どうしで書き込みを行うので、外部からは全く見えない。
- 一度流出した個人情報や画像などは回収困難。不特定多数に流れ、悪用されやすい。
- ゲーム機等によって、保護者の知らないうちに知らない人物とつながっている。

② ネットいじめの未然防止

学校だけの情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導する。

③ 早期発見、早期対応のために

- 学校や保護者だけは解決困難な場合が多いため、警察等の関係機関との連携を図る。
- 被害の拡大を防ぐために、即座に専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

(7) いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つのことが満たされている必要がある。

- ① いじめに関わる行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(8) 関係資料の保存

保存書類と保存期間

毎月実施したアンケートデータ（全員分）…中学校卒業まで
アンケート記録及び聴取結果記録…中学卒業後5年間

- 処分方法 保存期間が過ぎたものは、個人情報を守られるよう十分に配慮し、処分する。

(9) 関係機関との連携

連携を図るために、管理職や生徒指導担当が中心となって、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行うなど、「顔の見える連携」を行う。

- 【県・市教育委員会】 【豊岡南警察】 【豊岡こども家庭センター】 【豊岡健康福祉事務所】
【豊岡市福祉事務所】 【民生児童委員】

(10) 重大事態への対応

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 28 条の 1 項）

- ・いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企画した場合など）
- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日が目安）

② 重大事態の取り扱い

- ・「疑い」が生じた段階で調査を開始
- ・被害児童や保護者から申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

③ 重大事態として扱われたものの事例

- ・軽症で済んだものの自殺を企画した。 ・リストカットで自傷行為を行った。
- ・暴行を受け骨折した。 ・投げ飛ばされ脳震とうとなった。 ・殴られて歯が折れた。等

④ 重大事態への対応

- ・学校の設置者が重大事態の調査の主体の判断をする。（調査の主体は学校か学校の設置者）

A 学校が主体の場合（いじめ対応チームが基本）

※いじめ対応チームに第三者を加える場合、第三者委員会を立ち上げる場合も考えられる。

- 重大事態の組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童及び保護者に情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえ適切な処置を実施

B 学校の設置者が主体の場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の実態の発生の防止に、必ずしも十分な成果が得られないと学校の設置者が判断する場合、また、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合、設置者自らが調査を行う。